

九十九里ホーム山田デイサービスセンター運営規程

第1章 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人九十九里ホームが開設する九十九里ホーム山田デイサービスセンター（以下「事業所」という）が行う指定通所介護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な通所介護サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて、自立した日常生活を営む事ができるように努めるものとする。

2 利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持、並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図りながらサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- 一 名称 九十九里ホーム山田デイサービスセンター
- 二 所在地 千葉県香取市大角1545-16

第2章 職員の職種、人数及び職務内容

(職員の職種、人数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、人数及び職務内容は次の通りとする。

一 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を行う。

二 生活相談員 営業日ごとに、サービス提供時間を通じて専従で1名以上

生活相談員は、利用者又はその家族との相談の上、介護計画を作成し、サービスの提供方法等について十分な説明を行う。

三 看護職員 営業日ごとに1名以上

看護職員は、利用者の健康管理を行う。

四 介護職員 営業日ごとに、サービス提供時間を通じて専従で4名以上

利用者の数が15名までは1名以上、それ以上5又はその端数を増すごとに1を加えた数以上確保する

介護職員は、通所介護計画に基づき、利用者に必要な介護を行う。

五 機能訓練指導員 営業日ごとに1名以上 ただし、土、日は除く。

機能訓練指導員は、利用者に必要な機能訓練を行う。

六 管理栄養士 1名（常勤兼務職員 1名本体施設と兼務）

管理栄養士は、利用者に必要な食事を適切な方法で提供できるようにする。

七 調理員 2名（常勤兼務職員 2名本体施設と兼務）

調理員は、栄養士の指導に基づき、利用者に適切な食事を提供する。

第3章 営業日及び営業時間

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

一 営業日

月曜日から日曜日までとする。ただし、年始（1月1日から1月3日）は除く。

二 営業時間

午前8時から午後5時までとする。

但し、管理者が必要と認めた場合は、その限りではない。又、電話等により24時間連絡が可能な体制とする。

三 サービス提供時間

午前9時から午後4時15分とする。（送迎時間を除く）

第4章 利用定員

（利用定員）

第6条 事業所の利用定員は、一日当たり30名とする。

第5章 指定通所介護の内容及び利用料等

（指定通所介護事業の内容）

第7条 指定通所介護の内容は、次の通りとする。

一 生活指導（相談援助等）

二 機能訓練（日常動作訓練）

三 介護サービス（移動や排泄の介助、見守り等）

四 介護方法の指導

五 健康状態の確認

六 送迎

七 入浴

八 食事

（指定通所介護の利用料等）

第8条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定通所介護が法定代理受領サービスである時はその介護保険負担割合証に定める額とする。

2 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合に、利用者から受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用との間に差額が生じないようにする。

- 3 前項の他、次に掲げる費用を徴収する。
 - 一 通常の事業の営業時間外の利用については、別に定める料金表によるものとする
但し、原則として送迎は利用者又は家族において行うものとする。
 - 二 次条の通常の実施地域外の送迎は、別に定める料金表によるものとする。
 - 三 食費
 - 四 オムツ代
 - 五 前条に掲げる介護以外のサービス利用に係る費用は、別途徴収するものとする。
- 4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、利用者、又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いの同意を得る旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

第6章 通常の事業の実施地域

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、香取市（旧山田町、旧栗源町、旧小見川町）、旭市（旧干潟町）、匝瑳市（旧八日市場市豊和地域、椿海地域）、多古町（常盤地域）、**成田市（久井崎地域）**の区域とする。

第7章 サービス利用に当たっての留意事項

（サービス利用に当たっての留意事項）

- 第10条 利用者は、他の利用者が適切なサービスの提供を受けるための権利・機会等を侵害してはならない。
- 2 利用者は、事業所の設備・備品等の使用に当たっては、本来の用法に従い使用する事とし、これに反した使用により、利用者の身体等に被った損害に対しては、賠償を減じることができるものとする。
 - 3 事業者は、利用者の重大な過失により、利用者の身体等に被った損害に対しては、賠償を減じる事ができるものとする。
 - 4 その他この規定に定めるものの他、サービスの利用に関する事項については、契約書及び重要事項説明書に明記し、利用者に説明するものとする。

第8章 その他運営に関する重要事項

（緊急時における対応方法）

第11条 指定通所介護の提供を行っている時に、利用者に急変が生じた場合は、速やかに主治の医師に連絡する等の必要な措置を講ずることとする。

（非常災害対策）

第12条 非常災害に関する具体的な計画を立て、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこととする。

（その他の事項）

- 第13条 事業所は、良質なサービスの提供ができるよう、適正な勤務体制を整備するとともに、研修の機会を設けるなど、常に従業員の資質の向上に努めるものとする。
- 2 職員は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。

- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密保持について遵守する事を、雇用契約の条件とする。
- 4 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項については、社会福祉法人九十九里ホームと、事業所の管理者が協議して定めるものとする。

(虐待防止に向けた体制等)

第 14 条 管理者は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。また、管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

- 1 責任者を管理者として虐待防止検討委員会を設ける。
- 2 虐待防止のための指針を整備する。
- 3 虐待防止検討委員会は、職員への研修の内容、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。なお、本虐待防止検討委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する。
- 4 職員は、2 回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。
- 5 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

(業務継続計画の策定等)

第 15 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 1 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 2 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

附則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日より施行する。
この規程は、平成 14 年 4 月 1 日より施行する。
この規程は、平成 17 年 7 月 1 日より施行する。
この規程は、平成 17 年 10 月 1 日より施行する。
この規程は、平成 18 年 2 月 1 日より施行する。
この規程は、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。
この規程は、平成 20 年 1 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。

この規定は、令和 6 年 8 月 1 日より施行する。